

■ 制度の概要

1 削減義務の対象

- 対象となる施設 温室効果ガスの排出量が相当程度大きい事業所
※ 燃料、熱及び電気の使用量が年間 1500 k₀以上の事業所
- 対象とするガス 特定温室効果ガス(燃料・熱・電気の使用に伴って排出されるCO₂)

2 削減義務の開始

- 制度開始 2010年度(平成22年度)
※ 検証機関の登録など、対象事業所の事前準備に必要な部分は2009年度から施行
- 計画期間 規則で定める期間(5年間程度。例:第一計画期間は2010~2014年度など)

3 削減義務の内容

特定温室効果ガスの総量削減義務

- 基準排出量 規則で定める期間における平均排出量(2005-2007年度の平均排出量など)
※ 現行制度期間内に、総排出量を削減した事業所については、その成果が反映されるような配慮を行う。(2002-2004年度の平均排出量に変更するなど)
- 削減義務率 専門的知識を有する者の意見を聴いて、事業所の特性を勘案して規則で定める区分ごとに規則で定める。
※ 削減に向けた対策の推進の程度が特に優れた事業所については、削減義務率を軽減
- 排出量等の検証 排出量や削減量は、知事の登録を受けた検証機関の検証を受けることが必要
- 履行手段 ① 省エネなど、自らの事業所で削減対策を実施
i) 省エネなどによる特定温室効果ガス排出量の削減
ii) その他ガス(特定温室効果ガス以外の温室効果ガス)の排出量の削減
iii) 前計画期間から繰り越した超過削減量
② 他者が実施した削減対策による削減量の取得
i) 他の対象事業所が削減義務量を超えて削減した量
ii) 都内の中小規模事業所が省エネ等により削減した量
iii) 都外の事業所における削減量
iv) 再生可能エネルギーの環境価値(例:グリーン電力証書など)
v) その他、規則で定めるもの

◆ テナントビルへの対応 ビルオーナーを義務対象の基本としつつ、その上で、
① 全てのテナント事業所に、オーナーの削減対策に協力する義務
② 一定規模以上のテナント事業者には、温暖化対策の計画書を作成・提出する義務

4 実効性の確保

- 取組の優れた事業所に対する評価・表彰
- 削減義務未達成の場合
不足量を削減すべき措置命令(削減すべき量は義務違反による加算分を含む)
措置命令違反 { ・ 罰金(上限50万円)
・ 知事が代わって必要量を調達(費用は違反者に求償)

